

平成 21 年 1 月吉日

外 務 員 様

市民火災共済生活協同組合  
事 務 局 長

平成 20 年分「給与所得の源泉徴収票」の取扱について

外務員様には、日頃から火災共済業務にご協力をいただき、誠にありがとうございます。  
ございます。

さて、外務員様に係る平成 20 年分「給与所得の源泉徴収票」につきましては、  
税務当局からの指導により、下記のように取り扱いをさせていただきますので、  
よろしくお願い申し上げます。

なお、ご不明な点がありましたら共済事務局（Tel 842-5335・ ）に、ご連絡  
下さい。

記

1. 「外務員給与」と「給与・退職所得以外の各種所得」との合計額が 20 万円  
以下の外務員様は、確定申告及び外務員給与に係る源泉徴収票の提出は必要  
ありません。
2. 青色申告をされている外務員様は、合計金額が 20 万円以下であっても、  
外務員給与に係る源泉徴収票の提出が必要です。

(主観ですが：消防団員としては平等ではありません。)  
ボランティア活動とは言えない活動

(庶務課 経理係)

平成20年3月

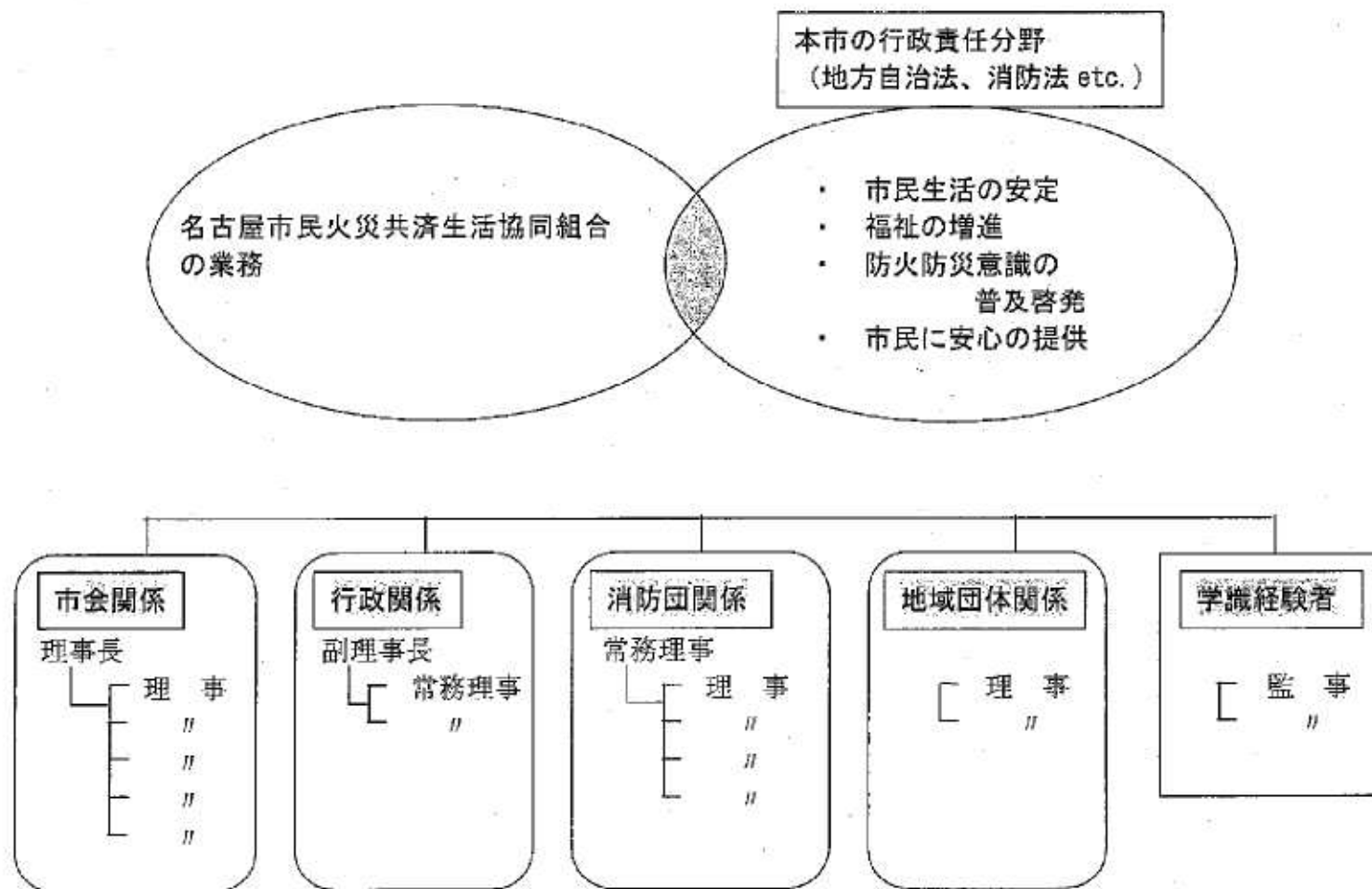
## 新募集業務体制の取組みについて



名古屋市民火災共済生活協同組合



# 名古屋市火災共済生活協同組合の組織と任務・業務について

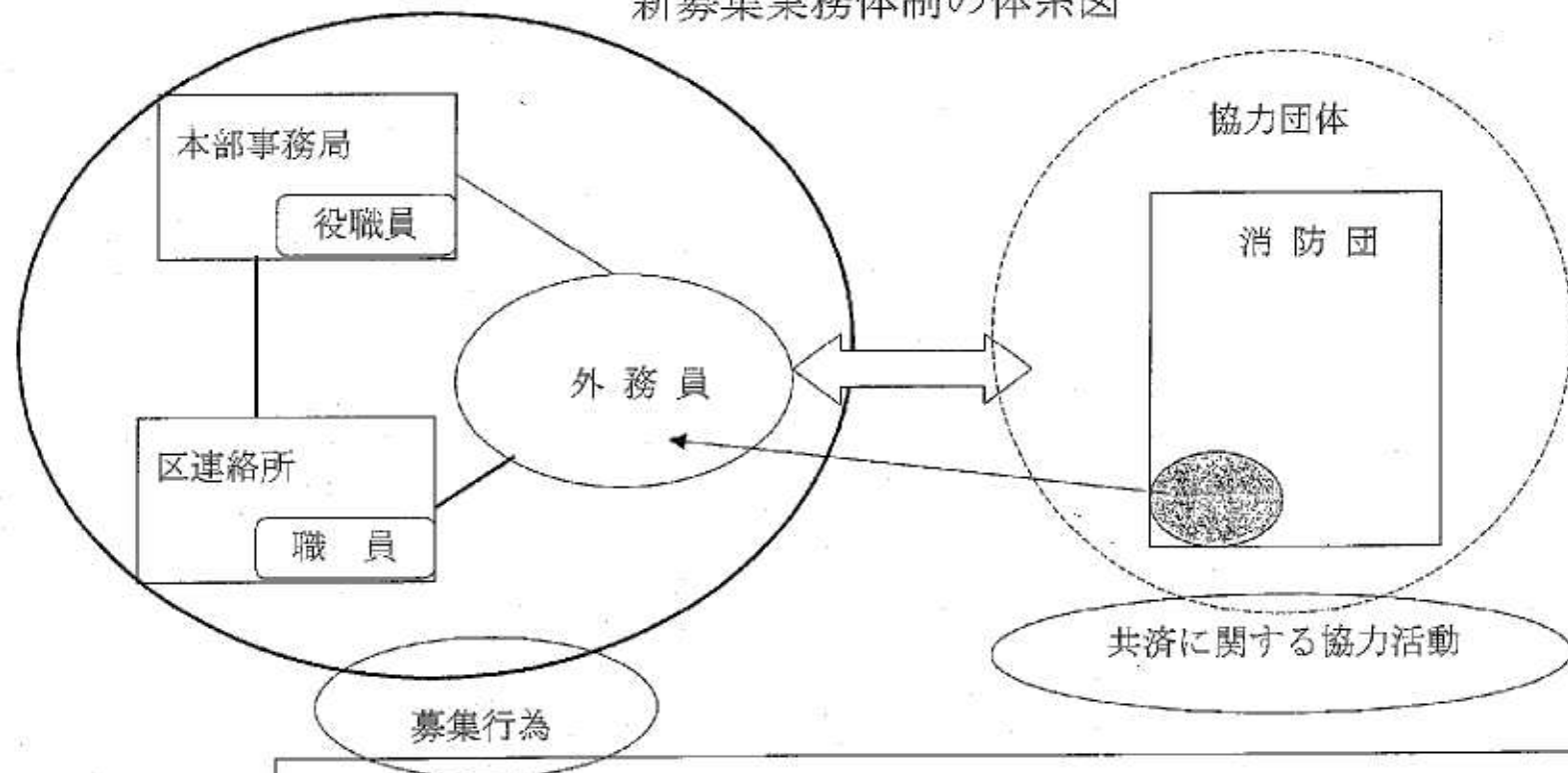


## 新募集業務体制の経緯と骨子

1 経緯	内 容	備 考
	・ 改正生協法公布	平成 19 年 5 月 16 日
	・ 生協法改正政省令に対する全共連等への陳情	6 月～10 月
	・ 改正生協法施行令（案）に対するパブリックコメントの募集（厚労省）	10 月～11 月
	・ 新募集業務体制（骨子案）の意思決定	11 月
	・ 新募集業務体制（骨子案）について各区説明会の実施	11 月～12 月
	・ <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">改正生協法施行令公布</span>	12 月 14 日
	・ 各区説明会における意見、質問、要望等に対する基本的な考え方の提示	平成 20 年 1 月
	・ 団、各区連合会からの要請による説明会の実施	1 月～3 月
	・ 改正生協法施行規則（案）に対するパブリックコメントの募集（厚労省）	1 月中旬～2 月中旬
	・ <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">改正生協法施行規則の公布予定</span>	3 月中旬以降
	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;">                     定款例の提示                       監督検査基準の提示                 </div> <div style="font-size: 2em; line-height: 1;">}</div> <div style="margin-left: 10px;">（厚労省）</div> </div>	
	・ 改正生協法施行	4 月 1 日
	・ 新募集業務体制	

2 新募集業	内 容	備 考
務体制の骨 子	<p>来る4月1日から施行される「改正生協法」に的確に対応するための新募集業務体制は、次の3つを骨子として推進する。</p> <p><u>(1) 口座振替（自動引落し）への移行</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 集金事務による負担軽減等</li> <li>・ 利用分量制限しの口座振込みによる、組合員サービスの向上</li> </ul> <p><u>(2) 外務員制度</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新規契約の促進及び継続契約の更新等の募集業務の推進</li> <li>・ 業務の円滑な推進について、協力団体（消防団）との連携</li> </ul> <p><u>(3) 協力団体（消防団）としての活動</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 共済に関する広報</li> <li>・ 共済に関する情報提供</li> <li>・ 外務員への協力</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 口座振替依頼書による説明</li> <li>・ 共済契約業務の手引き等必要事項のマニュアル作成</li> </ul>

## 新募集業務体制の体系図



### 基本的な考え方

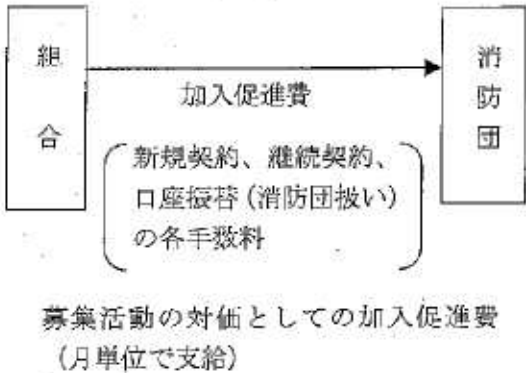
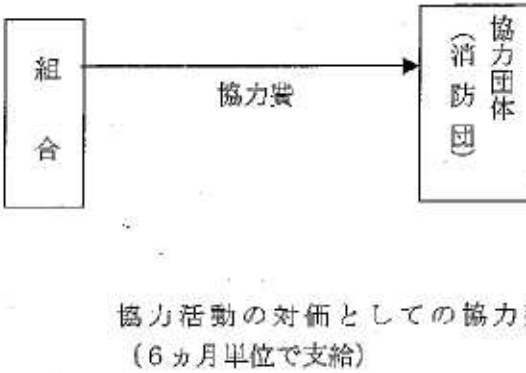


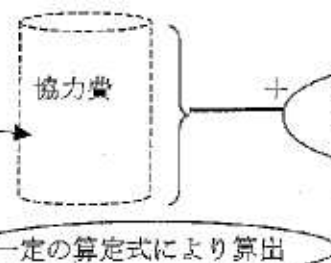
当組合の役職員、使用人が、常に契約者保護の立場に立って、共済募集人としての自覚と責任をもち、契約締結の目的のために行う次の行為をいう。

- ・ 契約内容の説明
- ・ 掛金の算出
- ・ 契約締結の勧誘
- ・ 契約申込書の作成、捺印
- ・ 掛金の受領

## 外務員について

主 旨	消費生活協同組合法に定める「使用人」として、共済の募集業務に従事することを主な任務とし、当組合と雇用契約を交わした者								
待 遇	<p>(1) 雇 用 期 間 原則1年間 (20年4月1日～21年3月31日)</p> <p>(2) 勤 務 時 間 自由</p> <p>(3) 勤 務 地 所属消防団が存する学区内</p> <p>(4) 給 与 歩合給</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">手 数 料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">新規契約</td> <td style="text-align: center;">共済掛金の31%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">増口契約</td> <td style="text-align: center;">増口分の31%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">継続契約</td> <td style="text-align: center;">共済掛金の5.2%</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">* 継続契約の手数料は、次年度以降見直しを行う予定</p> <p>(5) 外 務 員 研 修 研修年1回以上実施（交通費実費弁償）</p> <p>(6) そ の 他 労災保険及び傷病見舞金の制度あり</p>	区 分	手 数 料	新規契約	共済掛金の31%	増口契約	増口分の31%	継続契約	共済掛金の5.2%
区 分	手 数 料								
新規契約	共済掛金の31%								
増口契約	増口分の31%								
継続契約	共済掛金の5.2%								
人 員	<p>(1) 20年度は各消防団との調整を踏まえ、契約件数、地域事情等を考慮し、学区ごとの必要数とする。</p> <p>(2) 次年度以降は、口座振替の進捗状況に応じて、各消防団と協議する。</p>								

## 協力費について

主 旨	協力団体（消防団）の共済に関する協力活動に対して、当組合がその対価として協力団体ごとに支給する応分の事業経費
経 緯	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>&lt;19年度まで&gt;</p>  <p>募集活動の対価としての加入促進費 (月単位で支給)</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>&lt;20年度以降&gt;</p>  <p>協力活動の対価としての協力費 (6ヵ月単位で支給)</p> </div> </div>
イメージ図	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p>20年度</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>+</p> <p>20年度の 実績</p> </div> <div style="text-align: center;">  </div> <div style="text-align: center;"> <p>+</p> <p>外務員の 20年度実績</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>21年度</p> </div> </div> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;">  <p>一定の算定式により算出</p> </div>



## 協力活動の具体的な取組みについて

### 1 協力団体（消防団）へ協力活動依頼の通知

協力団体ごとの前年度の実績が出た時点で、一定の算定式により、各項目ごとに算出し、通知する。

### 2 協力活動の具体的な内容

口座振替への推進（対面） [前年度実績]	口座振替への移行を目的に家庭訪問し、事情説明の上、了承を得る。
継続組合員への広報（対面） [前年度実績]	管内の継続組合員の家庭を訪問し「共済だより」等を配布するとともに、情報交換を行いながら、地域密着型コミュニケーションを図る。
広報チラシ等の配布 [前年度実績]	新聞折込チラシと同じものに、協力団体が市民共済を支援し、協力している旨のコメントを付して各戸の郵便受けに、いわゆるポスティングを行う。
訓練会場等の広報 [前年度実績]	消防団が管内で実施する各種訓練会場等でチラシ配布等の広報活動を行う。
単価（1件当たりの共済掛金）向上キャンペーン [前年度実績]	1件当たりの共済掛金を、10,000円以上に推進するためのキャンペーンを展開する。
前年度実績に対する報奨 [前年度実績]	前年度協力費総額（外務員の実績を含む。）に対する割合を本年度協力費に付加する。

3 紹介に対する協力費

新規（再）契約者の紹介	共済掛金の10%
増口契約者の紹介	増口分の5%

4 依頼通知のパターン [平成20年度]

(I) 標準モデル団体の場合(例)

区 分	実施戸数
口座振替への推進(対面)	220戸
継続組合員への広報(対面)	280戸
広報チラシの配布	350戸
前年度実績(外務員の実績を含む。)に対する報奨	2,400円
総 額	130,000円

(III) その他の団体の場合(例)

区 分	実施戸数
口座振替への推進(対面)	175戸
継続組合員への広報(対面)	230戸
総 額	98,000円

(II) 好成績モデル団体の場合(例)

区 分	実施戸数
口座振替への推進(対面)	500戸
継続組合員への広報(対面)	650戸
広報チラシの配布	7,200戸
訓練会場等の広報	4回
単価(1件当たりの共済掛金)向上キャンペーン	10,350円
前年度実績(外務員の実績を含む。)に対する報奨	20,400円
総 額	450,000円

## 外務員及び協力団体への振込み方法

経緯	昨年の各区説明会において提案した「外務員の個人口座に振込む」ことについて、多くの消防団から、その他の方法即ち、従来のやり方により近い方法も考えて欲しいとの要望が多く寄せられた。 こうしたことから、振込み方法について、選択することとした。																																					
方法 (選択)	アンケートにより、次のいずれかを選択する。 ① 外務員の個人口座に振込む。 協力団体の協力費は、消防団(長)の口座に振込む。 ② 消防団(長)の口座に外務員及び協力費の全額を一括振込む。																																					
(例示)	○月分～○月分 団体協力費の明細																																					
	団長様口座への振込合計額	166,410 円	—	①+②	}																																	
	協力団体への協力費	150,000 円	—	①																																		
	外務員への支払額の内訳	… (ア) + (イ)	—	②																																		
	(ア) 継続契約のみ (Hは内数)																																					
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区分 氏名</th> <th style="width: 15%;">取扱件数</th> <th style="width: 15%;">取扱金額 (円)</th> <th style="width: 15%;">支給額 (円) (5.2%)</th> <th style="width: 15%;">源泉徴収税額 (円) (3%)</th> <th style="width: 15%;">税引後の支払額 (円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>山田太郎</td> <td>20</td> <td>120,000</td> <td>6,240</td> <td rowspan="2">187</td> <td rowspan="2">6,053</td> </tr> <tr> <td>H</td> <td>10</td> <td>60,000</td> <td>3,120</td> </tr> <tr> <td>鈴木二郎</td> <td>15</td> <td>98,000</td> <td>5,096</td> <td rowspan="2">152</td> <td rowspan="2">4,944</td> </tr> <tr> <td>H</td> <td>5</td> <td>30,000</td> <td>1,560</td> </tr> <tr> <td colspan="4">合 計</td> <td></td> <td>10,997</td> </tr> </tbody> </table>	区分 氏名	取扱件数	取扱金額 (円)	支給額 (円) (5.2%)	源泉徴収税額 (円) (3%)	税引後の支払額 (円)	山田太郎	20	120,000	6,240	187	6,053	H	10	60,000	3,120	鈴木二郎	15	98,000	5,096	152	4,944	H	5	30,000	1,560	合 計					10,997					… (ア)
区分 氏名	取扱件数	取扱金額 (円)	支給額 (円) (5.2%)	源泉徴収税額 (円) (3%)	税引後の支払額 (円)																																	
山田太郎	20	120,000	6,240	187	6,053																																	
H	10	60,000	3,120																																			
鈴木二郎	15	98,000	5,096	152	4,944																																	
H	5	30,000	1,560																																			
合 計					10,997																																	
	(イ) 新規・再契約のみ																																					
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区分 氏名</th> <th style="width: 15%;">取扱件数</th> <th style="width: 15%;">取扱金額 (円)</th> <th style="width: 15%;">支給額 (円) (31%)</th> <th style="width: 15%;">源泉徴収税額 (円) (3%)</th> <th style="width: 15%;">税引後の支払額 (円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>山田太郎</td> <td>1</td> <td>10,000</td> <td>3,100</td> <td>93</td> <td>3,007</td> </tr> <tr> <td>鈴木二郎</td> <td>2</td> <td>8,000</td> <td>2,480</td> <td>74</td> <td>2,406</td> </tr> <tr> <td colspan="4">合 計</td> <td></td> <td>5,413</td> </tr> </tbody> </table>	区分 氏名	取扱件数	取扱金額 (円)	支給額 (円) (31%)	源泉徴収税額 (円) (3%)	税引後の支払額 (円)	山田太郎	1	10,000	3,100	93	3,007	鈴木二郎	2	8,000	2,480	74	2,406	合 計					5,413					… (イ)								
区分 氏名	取扱件数	取扱金額 (円)	支給額 (円) (31%)	源泉徴収税額 (円) (3%)	税引後の支払額 (円)																																	
山田太郎	1	10,000	3,100	93	3,007																																	
鈴木二郎	2	8,000	2,480	74	2,406																																	
合 計					5,413																																	

平成21年1月吉日

外務員様

市民火災共済生活協同組合  
事務局長

平成20年分「給与所得の源泉徴収票」の取扱について

外務員様には、日頃から火災共済業務にご協力をいただき、誠にありがとうございます。  
ございます。

さて、外務員様に係る平成20年分「給与所得の源泉徴収票」につきましては、  
税務当局からの指導により、下記のように取り扱いをさせていただきますので、  
よろしくお願い申し上げます。

なお、ご不明な点がありましたら共済事務局（Tel.842-5335・澤野）に、ご連絡  
下さい。

#### 記

1. 「外務員給与」と「給与・退職所得以外の各種所得」との合計額が20万円  
以下の外務員様は、確定申告及び外務員給与に係る源泉徴収票の提出は必要  
ありません。
2. 青色申告をされている外務員様は、合計金額が20万円以下であっても、  
外務員給与に係る源泉徴収票の提出が必要です。

(庶務課 経理係)